辻・本郷 税理士法人 ／ 辻・本郷 ITコンサルティング

ご注意ください！
電子取引の
保存ルール

2022年1月施行
電子帳簿保存法が改正されました！

2022年の電子帳簿保存法改正により電子化の要件が大きく緩和される一方で、
電子取引の電子保存が義務化されます。企業が対応すべき事項は想像以上に多く、
早急な対策が必要となりますので、ぜひ辻・本郷までご相談ください。

電子帳簿保存法の保存方法 等

◆タイムスタンプ要件の緩和
◆検索要件の緩和

【 種 類 】	【 名 称 】	【 保存方法 】	
国税関係帳簿	・仕訳帳 ・総勘定元帳 ・補助元帳 ・売上台帳 ・現金出納帳 ・買掛金台帳 ほか	任意：紙 or 電子	緩和：電子帳簿等保存
国税関係書類 決算関係書類	・貸借対照表 ・棚卸表 ・損益計算書 ほか	任意：紙 or 電子	緩和：電子帳簿等保存
国税関係書類 取引関係書類	・契約書 ・納品書 ・請求書 ・領収書 ・見積書 ・注文書 ほか	任意：紙 or 電子	スキャナ保存
電子取引に係る電磁的記録	・電子メール ・HP ・EDI取引 ・FAX ・クラウドサービス ほか	義務：電子のみ	電子取引

2022年1月より
電子取引の
電子保存が義務化

▶ 検討しなければならないこと

① 電子取引の把握
・電子メール ・クラウドサービス ・EDI取引

② 保存方法の検討
・ファイル名／索引簿による管理 ・システム導入

［お問い合わせ］ お電話 03-5323-3797
【受付時間】9：00 ～ 17：30
※土日・祝日・年末年始除く

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
HONGO TSUJI IT CONSULTING
https://www.ht-itc.net/